

● 油圧ショベルの用途外使用について



01

油圧ショベル

油圧ショベル

アタッチメント類

整地・運搬・積込・転圧機械

コンプレッサー・エア工具

発電機・ウェルダ

ポンプ類

バイブレーター類

小型機械・工具類

車両・高所作業車

クレーン

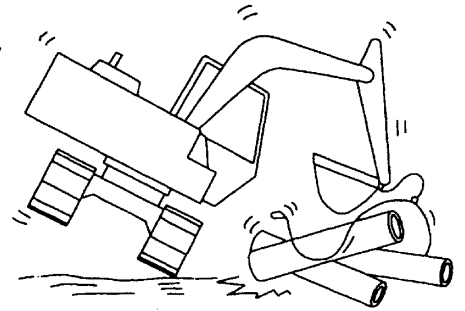
ハウス・トイレ・備品

資材類

資料

■ クレーン作業は禁止

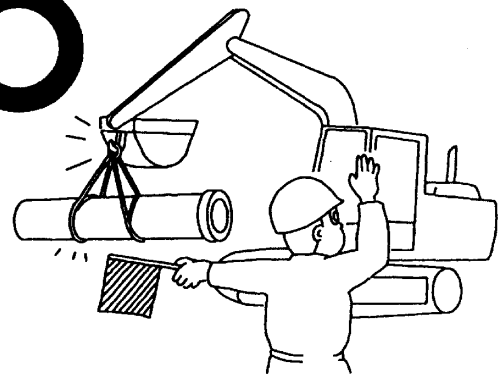
クレーン機能を備えていない油圧ショベルで吊り作業を行うと機械の転倒や荷の落下事故などを起こす危険がありますので、クレーン作業はしないでください。



■ 油圧ショベルによる吊り荷作業

(労働安全衛生規則第164条)

クレーン作業は禁止されていますが、次の吊り荷作業は認められています。この場合、吊り上げ用の金具を有すること、合図を行う者を配置するなどの規則を守ってください。



● 作業の性質上やむを得ないとき、または安全な作業の遂行上必要なときであって、作業装置に装着されたフックなどの吊り上げ用の金具を用いて、荷の吊り上げを行う場合。

吊り上げることのできる最大荷重は、

バケットの平積容量(m³)×1.8トン未満かつ、1トン未満。

● 地山の掘削作業に伴う土止め支保工の組立又は解体作業において、土止め支保工の部材の吊り上げ、打ち込み又は引き抜きの作業を行うときで、作業者に危険を及ぼす恐れのない場合。

荷の吊り上げ作業は次の安全事項を守ってください。

〈労働安全衛生規則164条の注意事項〉

- 荷の吊り上げ作業の合図を決め、合図者を指名し、その人に合図を行わせる。
- 平坦な場所で作業を行う。
- 吊り上げた荷の落下や接触する危険な箇所に人を立ち入らせない。
- 規程以上の荷を吊り上げない。
- 吊り具のワイヤロープ、チェーンは十分な強度を有し、型崩れや腐食がないものを使用する。

〈労働安全衛生規則164条以外の注意事項〉

- 急激な吊り上げ・吊り荷時の急旋回の禁止。
- 荷の横引き、斜め吊り、引き込みの禁止。
- 吊り荷走行作業は慎重に行ってください。
- 荷を吊ったまま運転席を離れないでください。
- 吊り上げ作業時のブームスイングは行わないでください。

